

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 表彰規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉の充実発展に功労のあったものを表彰してその功を讃え、労をねぎらい、もって社会福祉の進展に資することを目的とする。

第2章 表彰

(表彰の時期及び方法)

第2条 表彰は、西海市社会福祉大会においてこれを行う。但し、特別の事情あるときはその都度行うことができる。

2 表彰は、表彰状を贈るものとする。但し、金品を併せて贈ることができる。

(表彰の対象)

第3条 本会会長が表彰するものは、次の各号に定める条件を具備するものとする。

(1) 社会福祉施設、社会福祉協議会及び社会福祉団体等の役員及び各種相談員として社会福祉事業に多年にわたり従事し功績顕著な者。

ア 在職期間が10年以上であること。但し、在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする。

イ 在職期間は、当該年度の4月1日現在で算定する。

(2) 民生委員・児童委員として多年にわたり在職し功績顕著な者。

ア 在職期間が10年以上であること。但し、在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする。

イ 在職期間は、当該年度の11月30日現在で算定する。

(3) 社会福祉施設、社会福祉団体にして、多年にわたり事業成績優良であり、その福祉増進と地域福祉に寄与しているもの。

イ 社会福祉施設は認可されているもので、10年以上にわたり優良な経営が継続されているものとする。

ロ 社会福祉団体は活発な活動を10年以上続け、その福祉に寄与しているものとする。

ハ 当該年度の4月1日で算定する。

(4) 母子世帯、身体障害者等が努力の結果、自立更生し特に他の範となる者。

(5) 社会福祉事業協力者等

社会福祉事業に直接従事していない個人又は団体等であって、社会福祉のため労力的・経済的またはその他の方法により協力し、その効果が顕著であるもの。

2 第3条第1項各号に規程する対象のうち、過去において同一功績により叙勲、褒章を受けた者又は、大臣、全国社会福祉協議会会長、県知事、県社会福祉協議会会長、合併前の西彼西並びに西彼東社会福祉大会会長、本会会長の表彰を受けた者及び自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な行為があると認められる者は、原則としてこれを除く。但し、既表彰者であっても明らかに功績が違う場合は再度表彰の対象とすることができる。

3 本会会長は、第3条第1条各号の規程にかかわらず、特に必要と認めたものについては表彰することができる。

(推薦)

第4条 社会福祉施設、社会福祉団体等は、この規程に定める表彰に該当するものを候補として本会会長に推薦することができる。

第3章 感謝

(感謝状)

第5条 本会会長は次に定める功績に対し感謝の意を表し、感謝状を贈るものとする。但し、金品を併せて贈ることができる。

(1) 本会が行う事業等に協力援助し、その功績が顕著なもの。

(2) 本会会長が特に必要と認めるもの。

第4章 その他

第6条 本規程の施行に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年2月3日より施行する。